

# 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（案）及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

## 1 改正の趣旨

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」等とされている。

これを受け、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号）及び公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）において、申請人等に押印を求めている規定について、その押印の必要性を検討し、所要の改正を行うものである。

## 2 主な改正の内容

申請人等に対して押印を求めている以下の規定について、押印を不要とするための改正を行う。

### （1）鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則

- ・ 第16条の2第3項（宣誓書）

### （2）公害紛争の処理手続等に関する規則

- ・ 第6条第1項（あっせん、調停又は仲裁に係る申請書）  
※ 第10条第2項で「調停に係る参加申立書」に準用。
- ・ 第34条第1項（責任裁定に係る申請書）  
※ 第39条第2項で「責任裁定に係る参加申立書」に準用。第63条で「原因裁定に係る申請書」及び「原因裁定に係る参加申立書」に準用。
- ・ 第48条第2項（責任裁定における宣誓書）  
※ 第63条で「原因裁定における宣誓書」に準用。
- ・ 第49条第2項（責任裁定における証拠保全の申立書）  
※ 第63条で「原因裁定における証拠保全の申立書」に準用。
- ・ 第60条第2項（原因裁定における利害関係者の参加申立書）

## 3 根拠条項

- 2（1）：鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第58条の2
- 2（2）：公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第26条第1項、第42条の12第1項及び第47条

## 4 施行日

公布日を予定

(参考：現行条文)

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号）（抄）

（宣誓の方式）

第十六条の二 （略）

2 （略）

3 裁定委員長は、事件関係人、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。事件関係人、参考人又は鑑定人が宣誓書を朗読することができないときは、裁定委員長は、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。

4～7 （略）

○公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）（抄）

（申請書等）

第六条 法第二十六条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

一～八 （略）

2 （略）

（参加申立書）

第十条 法第二十三条の四第一項の規定による調停の手続への参加の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 第六条第一項（第七号を除く。）の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求める調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

（申請書）

第三十四条 法第四十二条の十二第一項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人が記名押印しなければならない。

一～八 （略）

2・3 （略）

（参加申立書）

第三十九条 法第二十三条の四第一項の規定による責任裁定の手続への参加の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 第三十四条の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第六号中「裁定を求める事項」とあるのは、「参加を求める裁定事件の表示並びに参加により裁定を求める事項」と読み替えるものとする。

（宣誓）

第四十八条 （略）

2 宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させてしなければならない。

3～5 （略）

（証拠保全の申立ての方式）

第四十九条 法第四十二条の十七第一項の規定による証拠保全の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一～四 （略）

3・4 （略）

（法第四十二条の三十第二項の申立ての方式）

第六十条 法第四十二条の三十第二項の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一～三 （略）

（準用規定）

第六十三条 前節の規定は、原因裁定の手続について準用する。